

三鷹市災害廃物処理計画（仮称）（素案）の概要

1 計画策定の目的（本冊 P. 1）

本計画は、大規模地震や近年多発・激甚化している集中豪雨などの自然災害によって発生する、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することにより、市民の生活環境の保全と公衆衛生の確保、早期の復旧、復興の実現を図ることを目的とする。

2 計画の位置づけ（本冊 P. 1）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「災害対策基本法」及び「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「東京都災害廃棄物処理計画」「三鷹市地域防災計画」との整合を図り、災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法などの基本的事項を定める。

3 計画の概要（本冊 P. 3～P. 70）

（1）計画の対象（本冊 P. 3～P. 10）

本計画は、地震災害、風水害、土砂災害及び火山災害を対象とする。

（2）対象とする災害時に発生する廃棄物（本冊 P. 11）

廃棄物の種類	概 要
災害廃棄物	片付けごみ 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 損壊家屋等の解体により発生する廃棄物
避難所ごみ	避難施設等で排出されるごみ
生活ごみ	家庭生活の一環で出たごみ
し尿	仮設トイレからの汲み取りし尿

（3）災害廃棄物の発生量推計（本冊 P. 13～P. 17、P. 47～P. 49、P. 51～P. 52）

ア 地震 多摩東部直下地震

災害廃棄物	建物被害	発生量	仮置場必要面積
	全壊被害 793 棟 半壊被害 2,580 棟 火災 1,484 棟	324,148 t	160,571 m ²

し尿	避難者数	発生量	仮設トイレ必要数
	29,960 人	50.9kL/日	600 基 (50 人当たり 1 基)

イ 水害 野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域の浸水

災害廃棄物	建物被害	発生量	仮置場必要面積
	全壊被害 32 棟 半壊被害 4,854 棟 床下浸水 19,204 棟	100,394 t	47,432 m ²

(4) 災害廃棄物処理の基本方針（本冊P.18）

- ア 衛生的な処理
- イ 迅速な対応・処理
- ウ 環境に配慮した処理
- エ 作業上の安全の確保
- オ リサイクルの推進
- カ 経済性に配慮した処理
- キ 市民やボランティアとの協力

(5) 災害廃棄物処理体制（本冊P.30～P.32）

地域防災計画に基づき、災害廃棄物の処理は環境衛生班（ごみ対策課）を中心に関係部署と連携して行う。

本市は平常時の廃棄物処理を一部事務組合を構成し行っていることから、災害廃棄物を合同で処理するための組織として、「災害廃棄物合同処理本部」の設置を検討する。

(6) 災害廃棄物処理の進め方（本冊P.22～P.24、P.26～P.70）

大規模な災害においても3年以内の処理を目途として行う。

時期区分		時期区分の特徴	業務
発 災 前	平常時	被害を抑止・軽減するための措置を講じる時期	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理体制の整備 ・関係主体との連絡・協力体制の整理 ・災害廃棄物の収集・処理実施体制の構築 ・仮置場の選定・準備 ・市民等への周知・啓発 ・災害廃棄物処理に係る教育訓練 等
	初動期 （発災後1か月程度）	体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保、優先的な処理が必要な災害廃棄物の処理等を行う時期	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理の初動体制の構築 ・災害廃棄物処理の実施 ・仮置場の設置 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・市民等への広報 等
	応急対策期 （発災後3か月程度）	災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う時期	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の発生量等の見直し ・公費解体の受付、解体工事 ・国庫補助金事務 等
発 災 後	災害復旧・復興期	一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理を行う時期	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理の進行管理 ・災害廃棄物処理実行計画の見直し 等